令和２年７月２７日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

(1) 草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則について

(2) 草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則について

(3) 史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱について

(4) 史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱について

(5) 寄付受け入れ報告について

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育・保育の給付認定に関する規則（平成２６年草津市規則第７１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、教育・保育給付認定決定(変更)通知書」を「、教育・保育給付認定決定通知書」に改め、同条第５項を削る。

第５条中「、教育・保育給付認定変更申請書兼現況届兼児童台帳（別記様式第６号）」を「、教育・保育給付認定現況届兼児童台帳（別記様式第５号）」に改める。

第６条第１項中「、教育・保育給付認定変更申請書兼現況届兼児童台帳」を「、教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同時に法第２２条の規定による届出を行う場合は、この限りではない。

第６条第３項中「(別記様式第８号)」を「(別記様式第９号)」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「(別記様式第７号)」を「(別記様式第８号)」に改め、同項を同条第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　法第２３条第３項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（別記様式第７号）によるものとする。

第７条中「(別記様式第９号)」を「(別記様式第１０号)」に改める。

第８条第２項中「(別記様式第１０号)」を「(別記様式第１１号)」に改める。

別記様式第２号中「教育・保育給付認定決定（変更）通知書」を「教育・保育給付認定決定通知書」に改め、「(変更)」を削る。

別記様式第５号および別記様式第６号を次のように改める。

様式第５号（第５条関係）

教育・保育給付認定現況届 兼 児童台帳

草津市長 宛

【届出にあたって同意していただく事項】

1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．提出書類等により認定要件、認定期間および保育必要量の変更が確認された場合、本届出をもって市幼児課が変更します。
5．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、法第 22 条に規定する届出を行います。

提出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子 ど も 氏 名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ありがな		連絡先	
保 護 者 氏 名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒ 別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．届出時点の現況

保育が必要な理由		
母・その他	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
父・その他	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	

保育が必要な理由（具体的な状況）

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名		TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
病弱障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	認定児童との続柄	認定児童との続柄
		住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況		頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
			時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで	（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで
不存在			□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）
その他				

様式第６号（第６条第１項関係）

教育・保育給付認定変更申請書 兼 児童台帳

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、教育・保育給付認定の変更を申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
		個人番号				□単身赴任中
		個人番号				□単身赴任中
		個人番号				□単身赴任中
		個人番号				□単身赴任中
		個人番号				□単身赴任中

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．変更内容

変更希望月	年　月　日から			
変更する項目にチェックを入れてください。				
保育が必要な理由	母・その他	□	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
	父・その他	□	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	
保育必要量	□	□保育標準時間（11 時間／日） □保育短時間（8 時間／日）	この区分は申請要件の内容に基づき決定しますので、左記の希望時間と異なる場合があります。	
その他	□			

保育が必要な理由（具体的な状況）

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名		TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
		住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況		頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
			時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在			□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他				

別記様式第８号を削る。

別記様式第７号中「（第６条第２項関係）」を「（第６条第３項関係）」に改め、同様式を別記様式第８号とし、別記様式第６号の次に次の１様式を加える。

様式第７号（第６条第２項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定変更通知書

草津市長　　印

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり変更します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第１０号を削る。
別記様式第９号を別記様式第１０号とし、別記様式第８号の次に次の１様式を加える。

様式第９号（第６条第４項関係）

教育・保育給付認定申請内容変更届

草津市長 宛

【届出にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、次のとおり届出します。

届出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名												生年月日	年4月1日 現在の年齢
												年　月　日	歳
個人番号													
利用施設名													

2．届出者（保護者）について

ふりがな 保護者氏名												生年月日	認定子どもとの続柄
												年　月　日	
現住所	〒							連絡先					
個人番号													

3．変更内容

該当項目すべてにチェックし、必要事項を記載してください。

変更項目		変更前		変更後	
□	認定保護者	（ふりがな）	認定子どもとの続柄	（ふりがな） □届出者と同じ	認定子どもとの続柄
□	住所	〒		〒 □届出者住所と同じ	
□	連絡先	□父　□母　□その他（　　）		□父　□母　□その他（　　） □届出者連絡先と同じ	
□	世帯状況	⇒ 裏面、「4．世帯状況について」に詳細を記載ください。			

4．世帯状況について ※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

変更理由		
□	世帯員の増加	□出生 □同居 ⇒ □祖父母と同居 □その他の同居（　　） □婚姻 □その他（　　）
□	世帯員の減少	□死亡 □別居 ⇒ □離婚前提の別居 □その他の別居（　　） □離婚調停中 ⇒ □離婚調停に係る通知の写し □離婚 ⇒ □児童扶養手当受給書証 □母子福祉医療受給権 □その他（　　）

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）

変更前			変更後		
ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		

別記様式に次の１様式を加える。

様式第１１号（第８条第２項関係）

支給認定証再交付申請書

草津市長　宛

次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。

提出日	年　・　月　　日

１．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　　月　　日	歳

個人番号												
利用施設名												

２．申請者（保護者）について

ふりがな			連絡先	
保護者 氏名			現住所	〒
個人番号				

３．申請理由について

申請の理由	□紛失・消失　□破損・汚損　□その他（　　）
支給認定証の添付の有無	□あり　□なし

※破り、または汚した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（様式の経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　　規　　則	旧　　規　　則
第１条～第３条　（略） （教育・保育給付認定等の様式） 第４条　（略） ２　法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定決定通知書（別記様式第２号）により行うものとする。 ３～４　（略） （現況届の様式） 第５条　施行規則第９条第１項に規定する届書は、教育・保育給付認定現況届兼児童台帳（別記様式第５号）によるものとする。 （変更認定等の様式） 第６条　施行規則第１１条第１項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳（別記様式第６号）によるものとする。ただし、同時に法第２２条の規定による届出を行う場合は、この限りではない。 ２　法第２３条第３項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（別記様式第７号）によるものとする。 ３　法第２３条第５項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定職権変更通知書（別記様式第８号）により行うものとする。 ４　施行規則第１５条第１項の届出書は、教育・保育給付認定申請内容変更届（別記様式第９号）によるものとする。 （教育・保育給付認定の取消しの様式） 第７条　施行規則第１４条第１項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（別記様式第１０号）により行うものとする。 （支給認定証の再交付） 第８条　（略） ２　施行規則第１６条第２項の申請書は、支給認定証再交付申請書（別記様式第１１号）によるものとする。 第９条～第１０条　（略） 別記様式第１号　（略）	第１条～第３条　（略） （教育・保育給付認定等の様式） 第４条　（略） ２　法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定決定（変更）通知書（別記様式第２号）により行うものとする。 ３～４　（略） ５　法第２０条第６項ただし書の規定による通知は、教育・保育給付認定延期通知書（別記様式第５号）により行うものとする。 （現況届の様式） 第５条　施行規則第９条第１項に規定する届書は、教育・保育給付認定変更申請書兼現況届兼児童台帳（別記様式第６号）によるものとする。 （変更認定等の様式） 第６条　施行規則第１１条第１項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書兼現況届兼児童台帳（別記様式第６号）によるものとする。 ２　法第２３条第５項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定職権変更通知書（別記様式第７号）により行うものとする。 ３　施行規則第１５条第１項の届出書は、教育・保育給付認定申請内容変更届（別記様式第８号）によるものとする。 （教育・保育給付認定の取消しの様式） 第７条　施行規則第１４条第１項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（別記様式第９号）により行うものとする。 （支給認定証の再交付） 第８条　（略） ２　施行規則第１６条第２項の申請書は、支給認定証再交付申請書（別記様式第１０号）によるものとする。 第９条～第１０条　（略） 別記様式第１号　（略）

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

様式第２号（第４条第２項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定決定通知書

草津市長　印

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり決定します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号～第４号　（略）

旧　規　則

様式第２号（第４条第２項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定決定（変更）通知書

草津市長　印

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり決定（変更）します。

記

認定者番号			保育必要量	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由				
教育・保育給付認定区分および有効期間				

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号～第４号　（略）

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

様式第５号（第５条関係）

教育・保育給付認定現況届 兼 児童台帳

草津市長 宛

【届出にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3. 届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4. 提出書類等により認定条件、認定期間および保育必要量の変更が確認された場合、本届出をもって市幼児課が変更します。
5. 届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取消すことがあります。

以上の内容に同意し、法第 22 条に規定する届出を行います。

提出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	ふりがな 氏名	認定子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒ 別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．届出時点の現況

保育が必要な理由		
母・その他	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
父・その他	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	

旧　規　則

様式第５号（第４条第５項関係）

番号
年　月　日

様

教育・保育給付認定延期通知書

草津市長　印

年　月　日付けで申請のありました教育・保育給付認定につきましては、次の理由で申請のあった日から３０日以内に決定することができません。現在のところ、　年　月　日まで日時を要する見込ですので通知します。

記

子どもの氏名および生年月日	
理由	

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

保育が必要な理由（具体的な状況）

		母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態	□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名	TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容		
妊娠・出産		出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者 氏名	認定児童との続柄	認定児童との続柄
	住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
	介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況	頻度　一週間あたり（　　）日程度 時間　一日あたり（　　）時間程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度 時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名		
	就学の内容		
育児休業		（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在		□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ➡ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他			

旧　規　則

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

様式第6号（第6条第1項関係）

教育・保育給付認定変更申請書 兼 児童台帳

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3. 申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4. 申請内容が虚偽と認定した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、教育・保育給付認定の変更を申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．変更内容

変更希望月	年　月　日から		
変更する項目にチェックを入れてください。			
保育が必要な理由	母・その他	□	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）
	父・その他	□	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）
			⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
保育必要量	□	□保育標準時間（11 時間／日） □保育短時間（8 時間／日）	この区分は申請時点の内容に基づき決定しますので、左記の希望時間と異なる場合があります。
その他	□		

旧　規　則

様式第6号（第5条、第6条第1項関係）　　事務管理欄

教育・保育給付認定変更申請書 兼 現況届 兼 児童台帳

草津市長 宛　　提出日　年　月　日

次のとおり、教育・保育給付認定等の変更・現況届について申請・提出します。

※国立幼稚園、市立認定こども園（市立幼保連携型認定こども園を除く。）の入園を希望する場合、市等課と別途入園等の認定が必要です。

※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を希望する場合は、次枠の記載は不要です。

申請子ども	（ふりがな） 氏名	生年月日	性別	年4月1日現在の満年齢
		年　月　日	男・女	歳
	個人番号			

保護者				
	（ふりがな）		電話番号	
	氏名		現住所	〒
	4月1日の住所	□ 現住所と同じ　□ 現住所と異なる	4月1日の住所	□ 現住所と同じ　□ 現住所と異なる
	異なる場合の住所		異なる場合の住所	

入所（園）施設名	
変更の開始希望日	年　月　日から

	変更前	変更後
保育の理由等	□父　□母 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事　□求職活動　□就学　□育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在 □その他（　　）	□父　□母 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事　□求職活動　□就学　□育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在 □その他（　　）
保育希望時間	□保育標準時間　→利用時間：11時間/日 □保育短時間　→利用時間：8時間/日	□保育標準時間　→利用時間：11時間/日 □保育短時間　→利用時間：8時間/日

※就労時間等によって、保育標準時間（就労：120時間以上/月）、保育短時間（就労：60時間以上/月）に分かれます。この区分は申請書類を審査し、決定します。

延長保育の希望	□ 無　□ 有	
区分	□教育認定（1号認定） □保育認定（2号認定）	□教育認定（1号認定） □保育認定（2号認定）
変更の理由	□利用者負担額算定資料の提出による変更　□利用者負担額算定対象者の変更　□その他	
その他		

申請子どもの家族（申請子どもを除く）	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	性別	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考
			年　月　日				
	個人番号						
			年　月　日				
	個人番号						
			年　月　日				
	個人番号						
			年　月　日				
	個人番号						
			年　月　日				
	個人番号						

※※　裏面も必ず記入してください　※※

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

保育が必要な理由（具体的な状況）

		母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態	□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名	TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容		
妊娠・出産		出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者 氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
	住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
	介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況	頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
		時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名		
	就学の内容		
育児休業		（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在		□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他			

旧　規　則

申請に当たり、次の内容について、同意します。

① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。
② ①の情報に基づき、決定した利用者負担額その他必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。
③ 乳幼児健診や発達相談等の情報を関係機関から収集し、参照すること。
④ 申請子どもの発育情報を関係機関へ情報提供すること。
⑤ 本申請に虚偽があった場合は、給付認定等を取り消すこと。

年　　月　　日　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※※以下は市等の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

＊施設記入欄

施設受付年月日	年　月　日（施設名：　　担当者：　　）	
添付書類	□状況調書　・　就証（□父・□母）　・　他（□父・□母）	
本人確認	番号確認書類	□個人番号カード　□通知カード　□個人番号の記載がある住民票の写し等
	身元確認書類	□個人番号カード　□免許証等　□その他公的書類２点　□その他（
備考欄		

※『免許証等』とは、パスポートや身体障害者手帳等、顔写真付きの公的機関が発行したものを指します。
『その他公的書類２点』とは、住民票の写しや年金手帳、健康保険被保険者証等、顔写真のない公的機関が発行したものを指します。
『個人番号の記載がある住民票の写し等』には、個人番号の記載がある住民票記載事項証明書を含みます。

＊市記入欄

市受付年月日	年　月　日（担当者：　　）		入力年月日	年　月　日（担当者：　　）
本人確認	番号確認書類	□個人番号カード　□通知カード　□個人番号の記載がある住民票の写し		
	身元確認書類	□個人番号カード　□免許証、パスポート等　□その他書類２点		
備考				

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則	旧　規　則
様式第7号（第5条第2項関係） 番号 年　月　日 様 教育・保育給付認定変更通知書 草津市長　㊞ 申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり変更します。 記 認定者番号 ／ 教育・保育給付認定区分 保護者 氏名 ／ 生年月日 保護者 住所 子ども 氏名 ／ 生年月日 保育必要事由 ／ 保育必要量 有効期間 1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

様式第８号（第６条第３項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定職権変更通知書

草津市長　印

子ども・子育て支援法第２３条第４項の規定に基づき、次のとおり職権で教育・保育給付認定の変更認定を行いましたので、通知します。

つきましては、支給認定証を下記提出先に　年　月　日までに提出してください。ただし、既に支給認定証を提出されている場合は、提出不要です。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

提出先：

旧　規　則

様式第7号（第6条第2項関係）

年　月　日

様

教育・保育給付認定職権変更通知書

草津市長　印

子ども・子育て支援法第２３条第４項の規定に基づき、次のとおり職権で教育・保育給付認定の変更認定を行いましたので、通知します。

つきましては、支給認定証を下記提出先に　年　月　日までに提出してください。ただし、既に支給認定証を提出されている場合は、提出不要です。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

提出先：

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　　規　　則	旧　　規　　則

様式第８号（第６条第３項関係）

教育・保育給付認定申請内容変更届

年　月　日

草津市長　宛

施設受付番号	

保護者氏名

保護者生年月日　　年　月　日

（入所(園)子どもとの続柄：　　）

次のとおり、教育・保育給付認定等について、変更届を提出します。

※保育所（園）、地域型保育（家庭的保育、小規模保育等）を行う施設、市立幼稚園の入所（園）希望する場合で、申請内容に変更がある場合、本申請の記載が必要です。

入所子ども（園）	（ふりがな） 氏　名	生　年　月　日	性別
		年　月　日	男・女
個人番号			

保護者の住所・連絡先	（現住所）〒	電話番号	（自宅） （携帯）
	（　　年１月１日現在の住所）　□現住所と同じ　□現住所と異なる（住所：　　）		
	（　　年１月１日現在の住所）　□現住所と同じ　□現住所と異なる（住所：　　）		

入所（園）施設	□幼稚園、認定こども園（教育認定）（１号認定） □保育所（園）　地域型保育以外（２、３号認定） □地域型保育　家庭的保育・小規模保育等（３号認定）	入所(園)施設名	

変更の内容

	変更前	変更後
住所	〒 草津市	〒 草津市

世帯の状況

変更前			変更後		
（ふりがな） 氏　名	入所(園)児童との続柄	生　年　月　日	（ふりがな） 氏　名	入所(園)児童との続柄	生　年　月　日
		明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号					
		明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号					
		明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号					
		明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号					
		明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号					

※注意：裏面も必ず記入してください。また、楷書ではっきりと書いてください。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則	旧　規　則
	申請に当たり、次の内容について、同意します。 ① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。 ② ①の情報に基づき、決定した利用者負担額その他必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。 ③ 乳幼児健診や発達相談等の情報を関係機関から収集し、参照すること。 ④ 入所（園）希望子どもの教育情報を関係機関へ情報提供すること。 ⑤ 本申請に虚偽があった場合は、給付認定等を取り消すこと。 年　月　日　保護者氏名 ＊施設記入欄 施設受付年月日　年　月　日（施設名：　担当者：　） ＊市記入欄 市受付年月日　年　月　日（施設名：　担当者：　）

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則	旧　規　則

様式第９号（第６条第４項関係）

教育･保育給付認定申請内容変更届

草津市長　宛

【届出にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、次のとおり届出します。

届出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな 保護者氏名	生年月日	認定子どもとの続柄
	年　月　日	
現住所　〒	連絡先	
個人番号		

3．変更内容

該当項目すべてにチェックし、必要事項を記載してください。

変更項目		変更前		変更後	
□	認定保護者	（ふりがな）	認定子どもとの続柄	（ふりがな） □届出者と同じ	認定子どもとの続柄
□	住所	〒		〒 □届出者住所と同じ	
□	連絡先	□父　□母　□その他（　　）		□父　□母　□その他（　　） □届出者連絡先と同じ	
□	世帯状況	⇒ 裏面、「4．世帯状況について」に詳細を記載ください。			

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則	旧　規　則
4．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。	

		変更理由
□	世帯員の増加	□出生 □同居 ⇒ □祖父母と同居 □その他の同居（　　） □婚姻 □その他（　　）
□	世帯員の減少	□死亡 □別居 ⇒ □離婚前提の別居 □その他の別居（　　） □離婚調停中 ⇒ □離婚調停に係る通知の写し □離婚 ⇒ □児童扶養手当受給書証 □母子福祉医療受給証 □その他（　　）

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）

変更前			変更後		
ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		
			個人番号		

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則

様式第１０号（第７条関係）

番号
年　月　日

様

教育・保育給付認定取消通知書

草津市長　印

次のとおり、子ども・子育て支援法第２４条第１項の規定に基づき、給付認定を取り消しましたので通知します。
支給認定証を下記返還先に　年　月　日までに返還してください。なお、既に支給認定証を提出されている場合は、返還不要です。

記

給付認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる給付認定区分	
給付認定終了（取消）年月日	
給付認定終了（取消）の理由	

返還先：

旧　規　則

様式第９号（第7条関係）

番号
年　月　日

様

教育・保育給付認定取消通知書

草津市長　印

次のとおり、子ども・子育て支援法第２４条第１項の規定に基づき、給付認定を取り消しましたので通知します。
支給認定証を下記返還先に　年　月　日までに返還してください。なお、既に支給認定証を提出されている場合は、返還不要です。

記

給付認定終了（取消）となる子どもの氏名および生年月日	
終了（取消）となる給付認定区分	
給付認定終了（取消）年月日	
給付認定終了（取消）の理由	

返還先：

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　　規　　則	旧　　規　　則
	様式第１０号(第８条第２項関係) 支給認定証再交付申請書 年　月　日 草津市長　宛 施設受付番号 保護者氏名 保護者生年月日　年　月　日 (入所(園)子どもとの続柄：　　) 次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。 支給認定証番号 入所予定子ども：(ふりがな)氏名／生年月日　年　月　日／性別　男・女／年4月1日現在の満年齢　歳 個人番号 保護者：(現住所)〒／電話番号(自宅)(携帯) (　年1月1日現在の住所)　□現住所と同じ　□現住所と異なる(住所：　　) (　年1月1日現在の住所)　□現住所と同じ　□現住所と異なる(住所：　　) 教育・保育：□幼稚園、認定こども園(教育認定)(1号認定) □保育所(園)、認定こども園(保育認定)(2、3号認定) □地域型保育　家庭的保育・小規模保育等(3号認定) 入所(園)施設名 申請の理由　□紛失・滅失　□破損・汚損　□その他(　　) 支給認定証の添付の有無　□有　□無 ※紛失、滅失した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。 ※施設記入欄 施設受付年月日　年　月　日(施設名：　　担当者：　　) 番号確認：□個人番号カード(顔写真付のカード)／□通知カード／□個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 本人確認：①顔写真付の公的機関が発行した物(i氏名、ii生年月日または住所が記載されているもの)□免許証　□パスポート　□身体障害者手帳　□その他(　　) ②顔写真付の公的機関が発行した物の提示が困難な場合(2つ以上)□健康保険被保険者証　□年金手帳　□住民票の写しまたは住民票記載事項証明書　□その他(　　) ①、②の提示がない場合は以下の書類を別途添付　□本人確認資料 ※再記入欄 再交付年月日　年　月　日(施設名：　　担当者：　　) 再交付日　年　月　日 番号確認：□個人番号カード(顔写真付のカード)／□通知カード／□個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 本人確認：①顔写真付の公的機関が発行した物(i氏名、ii生年月日または住所が記載されているもの)□免許証　□パスポート　□身体障害者手帳　□その他(　　) ②顔写真付の公的機関が発行した物の提示が困難な場合(2つ以上)□健康保険被保険者証　□年金手帳　□住民票の写しまたは住民票記載事項証明書　□その他(　　) ①、②の提示がない場合は以下の書類を別途添付　□本人確認資料

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則	旧　規　則

様式第１１号(第８条第２項関係)

支給認定証再交付申請書

草津市長 宛

次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒
個人番号			

3．申請理由について

申請の理由	□紛失・消失　□破損・汚損　□その他（　　）
支給認定証の添付の有無	□あり　□なし

※破り、または汚した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（様式の経過措置）

2　この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年草津市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項を次のように改める。

施行規則第２８条の３第１項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)　法第３０条の４第１号の小学校就学前子ども　子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第３０条の４第１号）（別記様式第１号）

(2)　法第３０条の４第２号および第３号の小学校就学前子ども　子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第３０条の４第２号・第３号）（別記様式第２号）

第４条中「、施設等利用給付認定変更申請書兼現況届」を「、施設等利用給付認定現況届」に改める。

第５条第１項中「、施設等利用給付認定変更申請書兼現況届（別記様式第５号）」を「、施設等利用給付認定変更申請書（別記様式第６号）」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同時に法第３０条の７の規定による届出をする場合は、この限りでない。

第５条第２項中「(別記様式第６号)」を「(別記様式第７号)」に改め、同条第３項中「(別記様式第７号)」を「(別記様式第８号)」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同時に法第３０条の７の規定による届出をする場合は、この限りでない。

第６条中「(別記様式第８号)」を「(別記様式第９号)」に改める。

第７条第１項中「(別記様式第９号)」を「(別記様式第１０号)」に改め、同条第２項中「(別記様式第１０号)」を「(別記様式第１１号)」に改める。

別記様式第１号から別記様式第８号までを次のように改める。

別記

様式第１号（第３条第１項第１号関係）　　年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給および沖縄県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく副食費の無料化または軽減にあたって、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日の提供時間数（教育時間を含む）が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの事体に該当する場合に利用可能な認可外保育施設等を含みます。

				認定希望日（施設利用開始日）		年　月　日	
保護者	ふりがな		申請子どもとの続柄		居住地	〒　－	
	氏名				現住所が市外の場合市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年　月　日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）		個人番号（マイナンバー）	
申請子ども	ふりがな		現住所（申請者と異なる場合のみ記載）	〒　－		個人番号（マイナンバー）	
	氏名		生年月日	年　月　日			
	年4月1日現在の年齢			歳			

就園（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

ふりがな		所在地（市外の場合のみ）	〒　℡　（　）
施設名		利用開始予定日	年　月　日

申請子どもの家族を全員記入して下さい。※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（続柄不含む）を指します。

（ふりがな）氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は居住市町を記入）
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			

様式第２号（第３条第１項第２号関係）

年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

（宛先）草津市長

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給および滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料の無料化または軽減にあたって、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に間わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号への該当で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日の提供時間数（教育時間を含む）が８時間以上または②年間開所日数200日以上のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設等を含みます。

				認定希望日（施設利用開始日）	年　月　日
保護者	ふりがな		申請子どもとの続柄	居住地	〒　－
	氏名			現住所が市外の場合市内転入後の住所	〒
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。			生年月日	年　月　日
	①	父就労　・　母就労 父勤務先　・　母勤務先 自宅・その他（　）	② 父就労　・　母就労 父勤務先　・　母勤務先 自宅・その他（　）	個人番号（マイナンバー）	
子ども（申請）	ふりがな		現住所（申請者と異なる場合のみ記載）	〒　－	個人番号（マイナンバー）
	氏名		生年月日	年　月　日	
			年4月1日現在の年齢	歳	

認定種別	□ 第２号	申請子どもが、３歳児クラス以上で、かつ、保育の必要性がある
	□ 第３号	申請子どもが、０～２歳児クラスで、かつ保育の必要性があり、市民税非課税世帯に該当する

保育を必要とする理由		該当する□にレ点を付けて下さい。
	母 その他（　）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在　□その他（　）
	父 その他（　）	□就労　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在　□その他（　）

年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□　現住所と同じ	父・その他（　）	□　現住所と同じ
年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□　現住所と同じ	父・その他（　）	□　現住所と同じ

申請子どもの家族を全員記入して下さい。※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

（ふりがな）氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は居住市町村を記入）
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな 施設名		所在地（市外の場合のみ）	〒　－　TEL　（　）
		利用開始予定日	年　月　日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	利用するサービスの種類	所在地（市外の場合のみ）	利用開始予定日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL：　－　－	年　月　日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL：　－　－	年　月　日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL：　－　－	年　月　日

<必ず裏面も記入して下さい>

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

			母親・その他（　　）の状況		父親・その他（　　）の状況	
就労	勤務形態		□お勤めの場合　□自営業等の場合		□お勤めの場合　□自営業等の場合	
	事業所名		TEL　－　－		TEL　－　－	
	具体的な仕事の内容					
妊娠・出産			出産（予定）日（　　）年（　　）月（　　）日			
疾病障害	傷病名					
	手帳の種類・等級		手帳・　級		手帳・　級	
介護・看護	被介護・看護者	氏名		申請児童との続柄		申請児童との続柄
		住所	□同居　□別居（　　）		□同居　□別居（　　）	
		傷病名				
		手帳の種類・等級	手帳・　級		手帳・　級	
		介護保険被保険者証	要介護（　）　要支援（　）		要介護（　）　要支援（　）	
	介護の状況	頻度	週間あたり（　　）日程度		頻度	週間あたり（　　）日程度
		時間	日あたり　（　　）時間程度		時間	日あたり　（　　）時間程度
求職	活動の内容		□　ハローワークに通っている □　新聞、求人誌、インターネット等で探している □　その他（　　）		□　ハローワークに通っている □　新聞、求人誌、インターネット等で探している □　その他（　　）	
就学	学校名					
	就学の内容					
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日　から （　　）年（　　）月（　　）日　まで		（　　）年（　　）月（　　）日　から （　　）年（　　）月（　　）日　まで	
不存在			□離婚　□死別　□行方不明（捜索願あり） □離婚を前提とした別居 ⇒家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり［証明書　□なし　□あり］ □未婚　（　　年　　月　　日）		□離婚　□死別　□行方不明（捜索願あり） □離婚を前提とした別居 ⇒家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり［証明書　□なし　□あり］ □未婚　（　　年　　月　　日）	
その他						

様式第３号（第３条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏　名	
	生年月日	
保護者	住　所	
	氏　名	
	生年月日	
決定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

1　年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて幼児課へ子育てのための施設利用給付認定の申請をしてください。

2　施設等利用給付認定の対象者に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

3　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第４号（第３条第３項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定申請却下通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請子ども	ふりがな	
	氏名	
申請者	申請時の住所	
	氏名	
却下年月日		
却下の理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第５号（第４条関係）

施設等利用給付認定現況届

草津市長　宛

提出日	年　月　日

【届出にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給および滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく副食費の無料化または減額にあたって、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 届出書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 届出内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
5. 当該届出および必要書類の提出により、下記記載事項に変更が確認された場合は、当該届出をもって、草津市が記載事項の変更をいたします。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の届出はできません。

以上のことに同意の上、次のとおり、届出します。

認定子ども	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　月　日
			年4月1日現在の年齢	歳
			個人番号（マイナンバー）	
保護者	（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	現住所	〒
	連絡先	父勤務・母勤務・父勤務先 母勤務先・自宅・その他（　）	個人番号（マイナンバー）	
	生年月日	年　月　日		

現在の状況

種別認定	□第２号	認定子どもが、３歳児クラス以上で、かつ、保育の必要性がある
	□第３号	認定子どもが、０～２歳児クラスで、かつ保育の必要性があり、市民税非課税世帯に該当する

①保育の必要性の理由 ※別途記載事項を証する書類の添付が必要です。

前回提出から変更	□あり	□「保育の必要性の理由」の変更を申請する	⇒「変更前」「変更後（現況）」「認定期間変更の有無」「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください
		□第１号への変更を申請する	⇒「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください
		□認定の取消を申請する	⇒取消理由（　　）⇒以下記載不要です
	□なし	「変更後（現況）」「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください	

	変更前	変更後（現況）
母・その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
父・その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
認定期間変更	□無　□有	
変更の開始希望日	年　月　日から	

②認定子どもの家族（認定子どもを除く。）※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（海外の場合は居住都市を記入）
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
前回提出からの上記の変更		□あり　□なし			

年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□ 現住所と同じ	父・その他（　）	□ 現住所と同じ
年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□ 現住所と同じ	父・その他（　）	□ 現住所と同じ

③主な利用施設

	前回提出から変更	□あり　□なし

様式第６号（第５条第１項関係）

施設等利用給付認定変更申請書

草津市長　宛

提出日	年　月　日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第５９条第３号に基づく費用徴収に係る給付金の支給および就資県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく副食費の無料化または軽減にあたって、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの承認で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意の上、次のとおり、申請します。

申請子ども	（ふりがな） 氏　名		生年月日	年　月　日
			年4月1日現在の年齢	歳
			個人番号（マイナンバー）	
保護者	（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	現住所	〒
	連絡先			
	父勤務・母勤務・父病養生・母病養生・自宅・その他（　）		個人番号（マイナンバー）	
	生年月日	年　月　日		

変更の開始希望日	年　月　日から		
申請内容	□ 現在の認定種別が第１号で、第２号への変更を申請する	⇒「①保育の必要性の理由」「②申請子どもの家族」を記載してください	いずれの場合も ⇒主な利用施設が変更になる場合「③主な利用施設」を記載してください
	□ 現在の認定種別が第１号で、第３号への変更を申請する　□ 市民税非課税に該当する	⇒「①保育の必要性の理由」「②申請子どもの家族」を記載してください	
	□ 現在の認定種別が第２号または第３号で「保育の必要性の理由」の変更を申請する	⇒「①保育の必要性の理由」を記載してください	
	□ 現在の認定種別が第２号または第３号で第１号への変更を申請する	⇒「②申請子どもの家族」を記載してください	
	□ 現在の認定種別が第２号または第３号で認定の取消を申請する	⇒取消理由（　　）⇒以下記載不要です	

①保育の必要性の理由 ※別途記載事項を証する書類の添付が必要です。

	変更前	変更後
母・その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
父・その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
認定期間変更	□ 無	□ 有

②申請子どもの家族（申請子どもを除く。）※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

（ふりがな） 氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は居住市町を記入）
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			

年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□ 現住所と同じ	父・その他（　）	□ 現住所と同じ
年1月1日現在の住所	母・その他（　）	□ 現住所と同じ	父・その他（　）	□ 現住所と同じ

③主な利用施設

様式第７号（第５条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定変更通知書

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の８第２項または第４項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
変更年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

1　年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて幼児課へ子育てのための施設等利用給付認定の申請をしてください。

2　施設等利用給付認定の対象者に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

3　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第８号（第５条第３項関係）

施設等利用給付申請内容変更届

年　　月　　日

草津市長　様

保護者氏名

保護者生年月日　　年　　月　　日

個人番号

（認定子どもとの続柄：　　）

【届出にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給および滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく副食費の無料化または減免にあたって、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 届出等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 届出内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり、届出します。

認定子ども	（ふりがな） 氏　名	生　年　月　日		認定種別	保護者との続柄
		年　　月　　日		□第１号 □第２号 □第３号	
個人番号					
保護者の住所・連絡先	（現住所）		電話番号	（自宅）	
				（携帯）	
	年1月1日現在の住所	□現住所と同じ			
	年1月1日現在の住所	□現住所と同じ			

変更する内容						
変更の内容		変更前			変更後	
	保護者	（ふりがな）	認定子どもとの続柄		（ふりがな）	認定子どもとの続柄
	住所・連絡先	〒 草津市			〒 草津市	
	電話番号	（自宅）			（自宅）	
		（携帯）			（携帯）	
	世帯の状況	（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	生　年　月　日	（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄 / 生　年　月　日
				年　月　日		年　月　日
					個人番号	
				年　月　日		年　月　日
					個人番号	
				年　月　日		年　月　日
					個人番号	
				年　月　日		年　月　日
					個人番号	
				年　月　日		年　月　日
					個人番号	

別記様式第１０号を別記様式第１１号とし、別記様式第９号を別記様式第１０号とし、別記様式第８号の次に次の１様式を加える。

様式第９号（第６条関係）

年　月　日

施設等利用給付認定取消通知書

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の９第１項の規定により、次のとおり認定の取消を行いましたので通知します

認定子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（様式の経過措置）

2　この規則の施行の際現にある改正前の草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）
の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則	旧規則
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（施設等利用給付認定等の様式）	（施設等利用給付認定等の様式）
第３条　施行規則第２８条の３第１項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)　法第３０条の４第１号の小学校就学前子ども　子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第３０条の４第１号）（別記様式第１号） (2)　法第３０条の４第２号および第３号の小学校就学前子ども　子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第３０条の４第２号・第３号)（別記様式第２号）	第３条　施行規則第２８条の３第１項の申請書は、法第３０条の４第１号に該当するものについては、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第３０条の４第１号）（別記様式第１号)により、法第３０条の４第２号および第３号に該当するものについては、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第３０条の４第２号・第３号）（別記様式第２号)によるものとする。
２～３　（略）	２～３　（略）
（現況届の様式）	（現況届の様式）
第４条　施行規則第２８条の６に規定する届書は、施設等利用給付認定現況届（別記様式第５号）によるものとする。	第４条　施行規則第２８条の６に規定する届書は、施設等利用給付認定変更申請書兼現況届（別記様式第５号）によるものとする。
（変更認定等の様式）	（変更認定等の様式）
第５条　施行規則第２８条の８第１項の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書（別記様式第６号）によるものとする。ただし、同時に法第３０条の７の規定による届出をする場合は、この限りでない。	第５条　施行規則第２８条の８第１項の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書兼現況届（別記様式第５号）によるものとする。
２　法第３０条の８第３項において準用する法第３０条の５第３項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（別記様式第７号）によ	２　法第３０条の８第３項において準用する法第３０条の５第３項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（別記様式第６号）

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）
の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則	旧規則
るものとする。	によるものとする。
３　施行規則第２８条の１２第１項に規定する届書は、施設等利用給付申請内容変更届（別記様式第８号）によるものとする。ただし、同時に法第３０条の７の規定による届出をする場合は、この限りでない。	３　施行規則第２８条の１２第１項に規定する届書は、施設等利用給付申請内容変更届（別記様式第７号）によるものとする。
（給付認定の取消しの様式）	（給付認定の取消しの様式）
第６条　施行規則第２８条の１１の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（別記様式第９号）によるものとする。	第６条　施行規則第２８条の１１の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（別記様式第８号）によるものとする。
（法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）	（法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）
第７条　施行規則第２８条の１４第１項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用報告書（別記様式第１０号）によるものとする。	第７条　施行規則第２８条の１４第１項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用報告書（別記様式第９号）によるものとする。
２　施行規則第２８条の１４第２項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書（別記様式第１１号）によるものとする。	２　施行規則第２８条の１４第２項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書（別記様式第１０号）によるものとする。
第８条　（略）	第８条　（略）

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

別記

様式第１号（第３条第１項第１号関係）

年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）

【申請にあたっての同意・ご確認いただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づく施設等利用給付認定の審査、同法第３９条第３号に基づく要請・指示に係る法令上の支援および地域福祉子育て支援事業高度専門性に基づく副次業務の効率化または高度化のために、個人情報を関係機関等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または謄本の提出を求めることがあります。
2. 申請書等に記載された内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、認定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に間わず、子ども・子育て支援法第３０条の５第３項の規定に基づき、原則で利用開始の前日までに審査結果の通知を完了する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号の規定で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日の教育時間（教育時間を含む）から8時間未満または②幕開開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設等を指します。

				認定希望日（施設利用開始日）		年　月　日	
保護者	ありがな		申請子どもとの続柄		居住地	〒　－	
	氏名				現住所が市外の場合市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年　月　日
	①	父勤務先・母勤務先・父自営・母自営・その他（　）	②	父勤務先・母勤務先・父自営・母自営・その他（　）		個人番号（マイナンバー）	
申請子ども	ふりがな		現住所（保護者と異なる場合のみ記載）	〒　－		個人番号（マイナンバー）	
	氏名		生年月日	年　月　日			
	年齢月日現在の年齢			歳			

利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

ありがな		所在地（所在地の場合のみ）	〒　－　室
施設名		利用開始予定日	年　月　日

申請子どもの家族を全員記入して下さい。家族欄とは住民票が同一の者（別居含む）および同じ人（別に居含む）を指します。

（ふりがな）氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	国籍（別居の場合は居住市町を記入）
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任中
		個人番号			

旧規則

別記様式第１号（第３条第１項関係）

年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）

（宛先）草津市長

【申請にあたっての同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または謄本の提出を求めることがあります。
2. 申請書等に記載された内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、認定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第３項の規定に基づき、原則で利用開始の前日までに審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号の規定で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本変更の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日の教育時間（教育時間を含む）から8時間未満または②幕開開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設等を指します。

				認定希望日（施設利用開始）		年　月　日	
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄		居住地	〒　－	
	氏名				現住所が市外の場合市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年　月　日
	①	父勤務先・母勤務先・父自営・母自営・その他（　）	②	父勤務先・母勤務先・父自営・母自営・その他（　）		個人番号（マイナンバー）	
申請子ども	フリガナ		現住所（保護者と異なる場合のみ記載）	〒　－		個人番号（マイナンバー）	
	氏名		生年月日	年　月　日			

利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒　－　TEL　（　）
施設名		利用開始予定日	年　月　日

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第２号（第３条第１項第２号関係）

年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

（宛先）草津市長

（ページ内容略）

認定希望日（教育長関係以外）　年　月　日

保護者　ふりがな　氏名　申請子どもとの続柄　住民票　〒

現在居住地の場合　市内転入後の住所

①　日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。　生年月日　年　月　日

②　個人番号

子育て中の方　ふりがな　氏名　住民票　個人番号（マイナンバー）

生年月日　年　月　日

平成31年度末の年齢　歳

認定区分　□ 第２号　申請子どもが、３歳児クラス以上で、かつ、保育の必要性がある

□ 第３号　申請子どもが、０～２歳児クラスで、かつ保育の必要性があり、市民税非課税世帯に該当する

保育を必要とする理由　該当するものにＯを付けて下さい。

母　□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学

母その他（　）　□育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在　□その他（　）

父　□就労　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学

父その他（　）　□育児休業取得時に、既に保育を利用　□不存在　□その他（　）

平成31年度末の住所　母・その他（　）　□　現住所と同じ　父・その他（　）　□　現住所と同じ

令和1年4月1日現在の住所　母・その他（　）　□　現住所と同じ　父・その他（　）　□　現住所と同じ

申請子どもの家族全員記入して下さい。家族とは住民票が同一の者（別世帯含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

（ふりがな）氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就学確認番号（有職者のみ）	勤務先または学校名等	他の社会保障制度等受給状況
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中
		年　月　日 個人番号			□単身赴任中

幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業等を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな　施設名　所在地（市外の場合）　〒　－　（　）　利用開始予定日　年　月　日

障がい児通園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな 事業名	利用するサービスの種類	所在地（市外の場合のみ）	利用開始予定日
	週　月　曜日　時間から 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL	年　月　日
	週　月　曜日　時間から 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL	年　月　日
	週　月　曜日　時間から 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL	年　月　日

<必ず裏面も記入して下さい>

旧規則

様式第２号（第３条第１項関係）

年　月　日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

（宛先）草津市長

（ページ内容略）

申請の種類　給付認定申請（新規の提出）・変更申請（認定内容の変更）　認定希望日（施設利用開始日）　年　月　日

（変更申請の場合のみ）変更する箇所　□保育を必要とする理由　□就労状況　□連絡先　□申請子どもの保護者及び同居者　□その他（　）

保護者　ふりがな　氏名　申請子どもとの続柄　住民票　〒　－

現在居住地が市外の場合　市内転入後の住所　〒

①　日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。　生年月日　年　月　日

②　個人番号

申請子ども　ふりがな　氏名　現住所　〒　－　個人番号（マイナンバー）

生年月日　年　月　日

認定区分　□ 申請子どもが、認定希望日の属する日の前日において満３歳に達する日以降の最初の３月31日を経過していない者（第２号）

□ 申請子どもが、認定希望日時点で満３歳に達する日以降の最初の３月31日が経過しているもの（第３号）

市民税非課税世帯に該当する場合、下の欄にレ点を付けて下さい。　□ 市民税非課税世帯

保育を必要とする理由　該当するものに○を付けて下さい。

母（子のみ世帯の父・母・その他）　□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障害　□ 介護・看護　□ 求職・就学　□ 育児休業取得時に、既に保育を利用　□ 就学　□ その他（　）

父（子のみ世帯の父・母・その他）　□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障害　□ 介護・看護　□ 求職・就学　□ 育児休業取得時に、既に保育を利用　□ 就学　□ その他（　）

上記「認定区分」が第３号に該当する場合に記入して下さい。

平成31年度末の住所　母・その他　□　現住所と同じ　父・その他　□　現住所と同じ

令和1年4月1日現在の住所　母・その他　□　現住所と同じ　父・その他　□　現住所と同じ

世帯員を全員記入して下さい。世帯員とは、申請子どもの父母、兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、父母及び兄弟姉妹の配偶者、父母及び兄弟姉妹の子、父母の兄弟姉妹の配偶者、父母の兄弟姉妹の子、父母の兄弟姉妹の配偶者の子、父母の兄弟姉妹の配偶者の父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の兄弟姉妹、父母の兄弟姉妹の配偶者の祖父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の叔父叔母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の子の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の兄弟姉妹の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の祖父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の叔父叔母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の子、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の兄弟姉妹、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の祖父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の叔父叔母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の子の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の兄弟姉妹の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の祖父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の叔父叔母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の子、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の兄弟姉妹、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の祖父母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の叔父叔母、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の子の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の兄弟姉妹の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の祖父母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者の叔父叔母の配偶者、父母の兄弟姉妹の配偶者の配偶者の配偶者

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

保育を必要とする理由に応じて記入してください。

		母親・その他（　　）の状況	父親・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		
	事業所名		
	具体的な仕事の内容		
妊娠・出産			
疾病・障害	疾病名		
	手帳の種類・等級		
介護・看護	被介護者・看護者 氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
	住所		
	疾病名		
	手帳の種類・等級		
	介護保険要介護認定等		
	介護の状況	頻度 / 時間	頻度 / 時間
求職	活動の内容		
就学	学校名		
	就学の内容		
育児休業			
未存在			
その他			

旧規則

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名		所在地	〒　－　　（　）
		利用開始予定日	年　月　日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL　－　－	年　月　日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL　－　－	年　月　日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL　－　－	年　月　日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL　－　－	年　月　日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

			母親の状況	父親の状況
①就労		勤務形態	不勤・自営・その他（　　）	不勤・自営・その他（　　）
		事業所名	TEL　－　－	TEL　－　－
		所在地（関係の場合）		
		仕事の内容（具体的に）		
		就労契約期間	無・有（始期　年　月　日　終了日　年　月　日）	無・有（始期　年　月　日　終了日　年　月　日）
	通勤手段・時間	通勤手段	電車・車・バス・自転車・徒歩・その他（　　）	電車・車・バス・自転車・徒歩・その他（　　）
		通勤時間（往復）	約　　時間　　分	約　　時間　　分
		自宅を出る時間	時　　分	時　　分
		育休日	年　月　日から　年　月　日まで	年　月　日から　年　月　日まで
		特記事項		
②内定・求職		就労予定先の事業所名		
		就労開始予定日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
③不存在			離婚・死別・行方不明・別居・失踪・単身赴任 年　月　日	離婚・死別・行方不明・別居・失踪・単身赴任 年　月　日
④出産（産前産後）			出産日・出産予定日 令和　年　月　日	
⑤疾病・障害		疾病　病名		
		入院	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
		通院	週　月・週　日に　回	週　月・週　日に　回
		障害　障害名		
		手帳名	等級	等級
⑥介護・看護		同居親族の必要		
		就労状況 疾病（障害からみて） 通勤		就労状況 疾病（障害からみて） 通勤
		病院付き添い	入院・通院（週　回）	入院・通院（週　回）
		病院名		病院名
		自宅療養		
		その他		
⑦就学		学校名		
		就学期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
⑧その他			第①～⑦項外の場合記載	第①～⑦項外の場合記載

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第３号（第３条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
決定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

1　年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて幼児課へ子育てのための施設利用給付認定の申請をしてください。

2　施設等利用給付認定の対象者に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

3　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

旧規則

様式第３号（第３条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
決定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の幼児課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第４号（第３条第３項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定申請却下通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請子ども	ふりがな	
	氏名	
申請者	申請時の住所	
	氏名	
却下年月日		
却下の理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

旧規則

様式第４号（第３条第３項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定申請却下通知書

草津市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請子ども	フリガナ	
	氏名	
申請者	申請時の住所	
	氏名	
却下年月日		
却下の理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第５号（第４条関係）

施設等利用給付認定現況届

草津市長　様

提出日　年　月　日

（保護者あてが同居していない場合）

1. 子ども・子育て支援法施行令第５条に規定する利用申し込の日をもって現況届の期日を定める。利用申し込みに基づく市町村による認定の審査、利用調整の結果および認定の内容および認定書などの通知は、現況届の期日以降の日付で通知されるため、申請者に対し必要な書類の提出または説明の請求をすることがあります。
2. 認定書等に記載されの内容は、施設等利用給付認定等申請書の記載に関する情報として取り扱われる場合に、施設・事業者に通知されることがあります。
3. 子どもが認定を受けるまでの期間等に基づき、給付の利用は、認定を受けた日以降に代わり、保護子ども・子育て支援法施行日に遡ることがあります。
4. 認定内容が誤りであると確認した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
5. 市町村あるいは施設等の調査により、下記記載事項に誤りが確認された場合は、市町村長もしくは、草津市が記載事項の訂正をいたします。
6. 認定有効期間は、子ども・子育て支援法第７条第１項第４号の規定で定める施設（学校法人等を除く）の利用がある場合は、本届出の提出はできません。

以上のことに同意の上、次のとおり、届出します。

認定子ども	（ふりがな） 氏　名	生年月日　年　月　日	
		年4月1日現在の年齢　歳	
		個人番号（マイナンバー）	
保護者	（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	現住所　〒
	勤務先		個人番号（マイナンバー）
	生年月日　年　月　日		

現在の状況

保育認定	☐第２号　認定子どもが、３歳児クラス以上で、かつ、保育のみ必要性がある
	☐第３号　認定子どもが、０～２歳児クラスで、かつ保育の必要性があり、市民税非課税世帯に該当する

①保育の必要性の理由（※認定記載事項を証する書類の添付が必要です。）

前回提出から変更	☐あり	☐「保育のみ必要性の理由」の変更を申請する　⇒「変更前」「変更後（現在）」「認定期間変更の有無」「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください
		☐第１号への変更を申請する　⇒「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください
		☐認定の取消を申請する　⇒取消理由（　　）⇒以下記載不要です
	☐なし	「変更後（現況）」「②認定子どもの家族」「③主な利用施設」を記載してください

	変更前	変更後（現況）
母・その他（　）	☐就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐同居親族等の介護・看護 ☐災害復旧に従事 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業取得時に、既に保育を利用 ☐不存在 ☐その他（　）	☐就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐同居親族等の介護・看護 ☐災害復旧に従事 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業取得時に、既に保育を利用 ☐不存在 ☐その他（　）
父・その他（　）	☐就労 ☐疾病・障害 ☐同居親族等の介護・看護 ☐災害復旧に従事 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業取得時に、既に保育を利用 ☐不存在 ☐その他（　）	☐就労 ☐疾病・障害 ☐同居親族等の介護・看護 ☐災害復旧に従事 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業取得時に、既に保育を利用 ☐不存在 ☐その他（　）

認定期間変更	☐無　☐有
変更の開始希望日	年　月　日から

②認定子どもの変遷（認定子どもを除く。）（※変遷とは生計が同一の者（世帯含む）および同居人（世帯含む）を指します。）

（ふりがな） 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	個人番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（勤務の場合は就労形態および職種）
		年　月　日			☐常勤 ☐非常勤
		個人番号			
		年　月　日			☐常勤 ☐非常勤
		個人番号			
		年　月　日			☐常勤 ☐非常勤
		個人番号			
		年　月　日			☐常勤 ☐非常勤
		個人番号			
		年　月　日			☐常勤 ☐非常勤
		個人番号			

前回提出からの上記の変遷	☐あり　☐なし	
年4月1日現在の状況	父・その他（　）☐ 現在のみとなる	父・その他（　）☐ 現在のみとなる
年4月1日現在の状況	母・その他（　）☐ 現在のみとなる	父・その他（　）☐ 現在のみとなる

③主な利用施設

前回提出から変更	☐あり　☐なし

旧規則

様式第５号（第４条、第５条第１項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定変更申請書兼現況届

草津市長

保護者住所
氏　　名　　印
生年月日
個人番号
連絡先

次のとおり、教育・保育給付認定等の変更・現況届について申請・提出します。

現在の認定状況	認定番号		
	認定子どもの氏名		
	認定子どもの生年月日	年　月　日	
	認定子どもの個人番号		
	保護者との続柄		
	利用施設・事業所名		
	認定区分	子ども・子育て支援法第30条の４　☐第１号　☐第２号　☐第３号	
	保育の必要性の理由	☐無　☐有（理由：　）	
変更内容		変更前	変更後
	保護者の氏名		
	保護者の生年月日	年　月　日	年　月　日
	住所		
	保護者の個人番号		
	連絡先		
	認定子どもの氏名		
	保護者との続柄		
	保育の必要性の理由（有の場合のみ）		
	理由要件発生した日	年　月　日	
	変更する理由		
	その他		

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第６号（第５条第１項関係）

施設等利用給付認定変更申請書

草津市長　殿　　提出日　　年　月　日

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第７条第９号において準用する同法第１６条の認定に基づく施設等利用給付認定の要件、利用申込を第３号に基づく市町村に届出義務の発生および市町村の支給決定の決定および支給期間等子育て支援事業等利用調整に基づく決定等の期日および期間において、保護者の確認のため、世帯状況等の調査のため、世帯に対し必要な文書の提出または資料の提出を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定及び金銭等給付の事務の目的に関する限度としての等と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第８条の１号および２号の認定に基づき、施設等利用申込は、認定を受けた認定に代わり、特定教育・保育施設または地域型保育給付費の支給決定を受けたものとみなされる場合があります。
4. 前年度４月以降開園の場合は、保護者勤務が開始し要件を満たすため、申請は、開園から、子ども・子育て支援法第８条の５号および６号の認定に基づき、遡及して利用開始日を設定する場合があります。
5. 申請内容が事実と異なった場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定期間は原則で、子ども・子育て支援法第７条第１項第９号の規定による施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の期間はできません。

以上のことに同意の上、次のとおり、申請します。

申請子ども	（ふりがな） 氏　名	生年月日	年　月　日
		４月１日現在の年齢	歳
		個人番号（マイナンバー）	
保護者	（ふりがな）　子ども（子どもとの続柄） 氏　名	現住所	〒
	資格名 （ 年　月　日　～　年　月　日 ）	個人番号（マイナンバー）	
	生年月日　年　月　日		

変更の開始希望日	年　月　日から	
申請内容	□ 現在の認定区分が第１号で、第２号への変更を申請する	⇒「①保育の必要性の理由」「②申請子どもの家族」を記載してください
	□ 現在の認定区分が第１号で、第３号への変更を申請する　□ 市民税非課税に該当する	⇒「①保育の必要性の理由」「②申請子どもの家族」を記載してください
	□ 現在の認定区分が第２号または第３号で「保育の必要性の理由」の変更を申請する	⇒「①保育の必要性の理由」を記載してください
	□ 現在の認定区分が第２号または第３号で第１号への変更を申請する	⇒「②申請子どもの家族」を記載してください
	□ 現在の認定区分が第２号または第３号で認定の取消を申請する	⇒取消理由（　　）⇒以下記載不要です

いずれの場合も
⇒主な利用施設が変更になる場合「③主な利用施設」を記載してください

①保育の必要性の理由（家庭調査票等を提出する書類の添付が必要です。）

	変更前	変更後
母・その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
父・その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他（　）
認定期間変更	□ 無	□ 有

②申請子どもの家族（申請子どもを除く。） 家族とは住民票が同一の者（別居含む）及び同居人（別居含む）を指します。

（ふりがな）氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労先（企業名等）（在職者のみ）	就学先（学校名等）	備考（別居の場合は別住所を記入）
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			
		年　月　日			□単身赴任
		個人番号			

４月１日現在の住所	母・その他（　）□ 現住所と同じ	父・その他（　）□ 現住所と同じ
４月１日現在の住所	母・その他（　）□ 現住所と同じ	父・その他（　）□ 現住所と同じ

③主な利用施設

旧規則

様式第６号（第５条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定変更通知書

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の８第２項または第４項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	
保護者	住　所	
	氏　名	
	生年月日	
認定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		
変更理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第７号（第５条第２項関係）

年　月　日

施設等利用給付認定変更通知書

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の８第２項または第４項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
変更年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

1　申請途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて幼児課へ子育てのための施設等利用給付認定の申請をしてください。

2　施設等利用給付認定の対象者に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

3　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

旧規則

様式第７号（第６条第３項関係）

施設等利用給付申請内容変更届

年　月　日

草津市長　様

施設受付番号	

保護者氏名

保護者生年月日　年　月　日

個人番号

（入所（園）子どもとの続柄：　）

次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定等について、変更届を提出します。

入所（園）子ども	（ふりがな）氏名	生年月日	性別	
		年　月　日	男・女	
個人番号				
保護者の住所・連絡先	（現住所）		電話番号	（自宅） （携帯）
	（　年１月１日現在の住所）　□現住所と同じ　□現住所と異なる（住所：　）			
	（　年１月１日現在の住所）　□現住所と同じ　□現住所と異なる（住所：　）			
変更する内容				

変更の内容		変更前			変更後		
	住所	〒 草津市			〒 草津市		
	世帯の状況	（ふりがな）氏名	入所（園）児童との続柄	生年月日	（ふりがな）氏名	入所（園）児童との続柄	生年月日
				明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
		個人番号					
				明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
		個人番号					
				明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
		個人番号					
				明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
		個人番号					
				明・大・昭・平・令　年　月　日			明・大・昭・平・令　年　月　日
		個人番号					

※注意：裏面も必ず記入してください。また、楷書ではっきりと書いてください。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則	旧規則
	届出にあたり、次の内容について、同意します。 ① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。 ② ①の情報に基づき必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。 ③ 入所（園）希望児童の養育情報にかかる関係機関への情報提供をすること。 年　月　日　保護者氏名 ＊施設記入欄 施設受付年月日　年　月　日（施設名：　担当者：　） ＊市記入欄 市受付年月日　年　月　日（施設名：　担当者：　）

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第８号（第３条第３項関係）

施設等利用給付認定変更届

年　月　日

草津市長　様

保護者住所

保護者氏名　　年　月　日

法人名称

代表者氏名

【ご注意（ご確認いただく事項）】

①　ご住所・保護者氏名・法人名称・代表者氏名・認定子どもの生年月日・認定子どもの保護者との続柄・認定子どもの個人番号に変更があった場合は、変更届の提出とともに、変更届に記載された事項を確認するための書類（戸籍謄本・住民票の写しなど）の提出が必要となる場合がございますので、ご了承願います。

②　変更に伴い認定区分（教育・保育）の変更が必要となる場合、変更届の提出とともに、変更後の認定区分を確認するための書類の提出が必要となる場合があります。

③　届出内容に不備があった場合には、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以下のとおり変更しますので、届出します。

子ども 認定	（ふりがな）氏名	生年月日	年　月　日	認定区分	保護者との続柄
個人番号					

住所・保護者・連絡先	（現住所）	電話番号	（自宅）
			（携帯）
	令和6年1月1日現在の住所	（令和6年1月1日現在の住所と異なる場合）	
	令和7年1月1日現在の住所	（令和7年1月1日現在の住所と異なる場合）	

変更する内容

		変更前		変更後	
保護者		（ふりがな）	認定子どもとの続柄	（ふりがな）	認定子どもとの続柄
住所・連絡先		現住所		現住所	
	電話番号	（自宅）		（自宅）	
		（携帯）		（携帯）	
世帯の状況		（ふりがな）氏名	認定子どもとの続柄	生年月日	（ふりがな）氏名	認定子どもとの続柄	生年月日
				年　月　日			年　月　日
				個人番号			
				年　月　日			年　月　日
				個人番号			
				年　月　日			年　月　日
				個人番号			
				年　月　日			年　月　日
				個人番号			
				年　月　日			年　月　日
				個人番号			

変更の内容

旧規則

様式第８号（第６条関係）

年　月　日

施設等利用給付認定取消通知書

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の９第１項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）
の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則	旧規則
様式第９号（第６条関係） 年　月　日 施設等利用給付認定取消通知書 草津市長 子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第３０条の９第１項の規定により、次のとおり認定の取消を行いましたので通知します。 認定子ども：認定番号／ふりがな／氏名／生年月日 保護者：住所／氏名／生年月日 取消年月日 取消理由 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。	

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第１０号（第７条第１項関係）

年　月　日

企業主導型保育事業利用報告書

（宛先）草津市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので、居住地である草津市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先
	氏　名		生年月日	年　月　日	自宅 携帯 勤務先
子ども	フリガナ		居住地（保護者と異なる場合のみ記載）	〒	上記保護者との続柄
	氏　名		生年月日	年　月　日	

利用を開始する子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　　（　）
施設名		利用開始日	年　月　日

旧規則

様式第９号（第７条第１項関係）

年　月　日

企業主導型保育事業利用報告書

（宛先）草津市長

私は、子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので、居住地である草津市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先
	氏　名		生年月日	年　月　日	自宅 携帯 勤務先
子ども	フリガナ		居住地（保護者と異なる場合のみ記載）	〒	上記保護者との続柄
	氏　名		生年月日	年　月　日	

利用を開始する子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　　TEL　（　）
施設名		利用開始日	年　月　日

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則

様式第１１号（第７条第２項関係）

年　月　日

企業主導型保育事業利用終了報告書

（宛先）草津市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので、居住地である草津市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先
	氏名	印	生年月日	年　月　日	
子ども	フリガナ		居住地	〒	上記保護者との続柄
	氏名		生年月日	年　月　日	

利用を終了する子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　TEL　（　）
施設名		利用終了日	年　月　日

旧規則

様式第１０号（第７条第２項関係）

年　月　日

企業主導型保育事業利用終了報告書

（宛先）草津市長

私は、子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので、居住地である草津市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先
	氏名	印	生年月日	年　月　日	
子ども	フリガナ		居住地	〒	上記保護者との続柄
	氏名		生年月日	年　月　日	

利用を終了する子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　TEL　（　）
施設名		利用終了日	年　月　日

草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年規則第６号）
の一部を改正する規則　新旧対照表

新規則	旧規則
付　則 （施行期日） 1　この規則は、公布の日から施行する。 （様式の経過措置） 2　この規則の施行の際現にある改正前の草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。	

報告３

草津市教育委員会告示第１５号

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和２年７月７日

草津市教育委員会教育長　川那邊　正

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱

（目的）

第１条　この要綱は、史跡草津宿本陣耐震対策懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣耐震対策（以下「耐震対策」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

（懇話会の委員）

第２条　懇話会は、委員９人以内で開催する。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　史跡草津宿本陣所有者

(3)　前２号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

（役割）

第３条　委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

(1)　耐震対策に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（座長および副座長）

第４条　懇話会に座長および副座長をそれぞれ１人置く。

２　座長および副座長は、委員の互選により定める。

３　座長は、懇話会の進行を行う。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　懇話会の会議は、教育長が招集する。

２　教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年７月７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。

報告４

草津市教育委員会告示第１６号

史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和２年７月７日

草津市教育委員会教育長　川那邊　正

史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱

（目的）

第１条　この要綱は、史跡芦浦観音寺跡整備懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡芦浦観音寺跡整備事業（以下「整備事業」という。）を行うため、意見を交換することを目的とする。

（懇話会の委員）

第２条　懇話会は、委員８人以内で開催する。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　史跡芦浦観音寺跡所有者

(3)　前２号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

（役割）

第３条　委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

(1)　整備事業に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（座長および副座長）

第４条　懇話会に座長および副座長をそれぞれ１人置く。

２　座長および副座長は、委員の互選により定める。

３　座長は、懇話会の進行を行う。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　懇話会の会議は、教育長が招集する。

２　教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年７月７日から施行する。

報告５

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名　等	寄付 年月日	受納場所
ミスト付扇風機	1	55,990	55,990	京都市下京区烏丸通松原上る ㈱京都銀行 取締役頭取　土井　伸宏 （京都銀行私募債:㈱田村製作所）	令和2年 6月25日	常盤小学校
小計			55,990			
スポットエアコン　クールスイファン	2	88,300	176,600	玉川学区自治連合会 玉川学区社会福祉協議会 玉川学区体育振興会 玉川学区青少年育成区民会議 野路子ども育成会	令和2年 6月26日	玉川小学校
小計			176,600			
スポットエアコン　クールスイファン	2	88,300	176,600	玉川学区自治連合会 玉川学区社会福祉協議会 玉川学区体育振興会 玉川学区青少年育成区民会議 野路子ども育成会	令和2年 7月1日	玉川中学校
小計			176,600			
合計			409,190			